

令和8年度 荒川区エコ助成事業の手引き

申請受付期間 令和8年5月1日(金) ~ 令和9年2月26日(金)

※予算額に達した場合は、上記受付期間内であっても受付を終了します。当日消印有効。

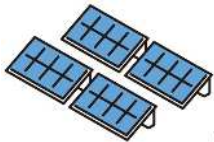
助成対象者

区分	対象者
個人	荒川区内の助成対象機器等を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 ○戸建住宅の所有者、借主 ○分譲マンションの区分所有者 ○賃貸マンション、アパートの借主 等 ※集合住宅オーナーが居住する住戸のみに設置・施工する場合を含む。 ※町会代表者が町会事務所に設置・施工する場合を含む。
集合住宅	荒川区内に集合住宅(2つ以上の住戸を有する住宅)を一棟所有する方、管理組合 ○賃貸マンション、アパートのオーナー ○集合住宅の管理組合 ○完全分離型二世帯住宅の所有者 等
事業者	荒川区内に事業所を有する方(借用している場合を含む) ※「直管型LED照明器具への改修」のみ対象

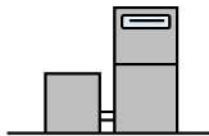
助成対象機器等

※節水トイレへの改修、宅配ボックス、省エネ冷蔵庫への助成は令和8年度をもって終了する予定です。

太陽光発電システム



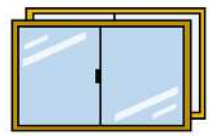
エネファーム



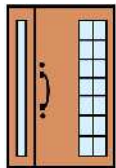
蓄電システム



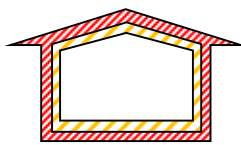
高断熱窓への改修



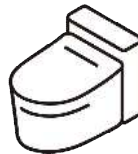
高断熱ドアへの改修



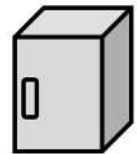
断熱材の設置(既存住宅)



節水トイレへの改修



宅配ボックス



省エネエアコン



この2つの機器に限り、電子申請ができます。申請フォームは、6月頃に公開します。

省エネ冷蔵庫



直管型LED照明器具への改修



ZEH等



書類提出先・問い合わせ先

〒116-0002 荒川区荒川1-53-20 あらかわエコセンター3階
荒川区 環境清掃部 環境課 環境推進係 エコ助成担当

電話：03-5811-6850

↑切り取って宛名に使えます。

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金)

【ホームページ】



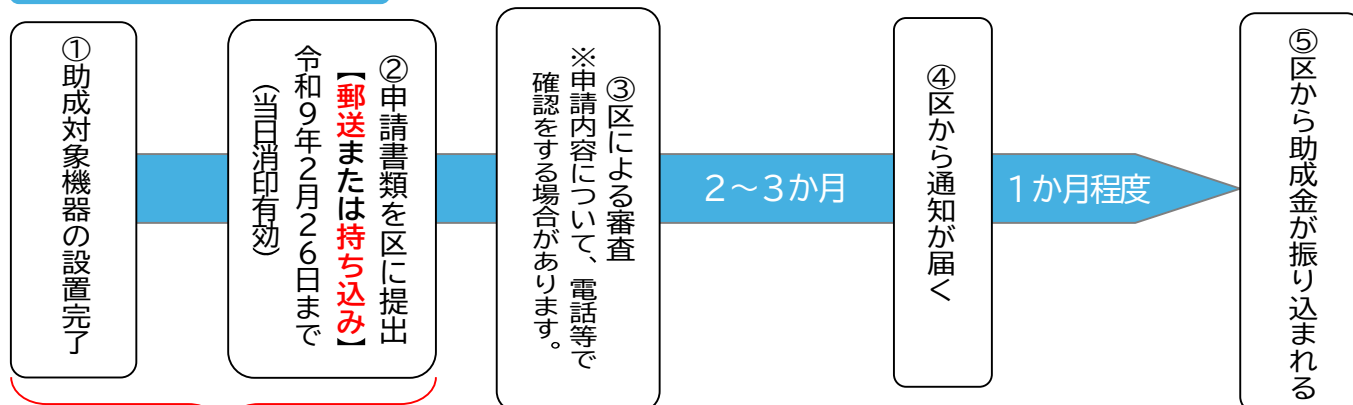
助成条件

- ・特別区民税・都民税及び国民健康保険料を滞納していないこと。
- ・助成金の交付は、「個人」の場合は同一の世帯ごとに、「集合住宅」の場合は同一の住棟ごとに、「事業者」の場合は同一の設置場所又は施工場所ごとに、各助成項目につき1回限りです。
- ・「個人」の場合、自らが住民票を置き、居住している住宅に設置又は施工すること。
- ・申請者情報、領収書宛名、口座名義等は同一名義のものに限ります。
- ・**助成対象機器の設置完了日から1年以内(※)かつ、受付期間内(令和9年2月26日まで)**に申請書類一式を提出できること。
 - ※ ②ZEH等については住宅の引き渡し日から1年以内とします。
- ・助成対象の機器に対して、区の他の助成金等を申請していないこと及び受けていないこと。
ただし、助成対象経費が重複しない助成金制度(不燃化特区の助成等)については併用申請可能。
※事業者は、産業経済部が実施する「中小事業者向けGX経営推進補助金」において本事業と同一項目の申請をしていないこと。
※節水トイレについて、福祉部が実施する「介護保険住宅改修」または「高齢者住宅改修給付事業」など他課でトイレ改修についての給付金等を受けていないこと。
- ・国または都の補助事業については、併用先の事業で禁止されていない限り併用申請可能。
- ・機器等を設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
- ・設置する機器等は新品・未使用であること。(リース及び中古品等の設置は対象外)

注意事項

- ・荒川区内業者とは、領収書・内訳書の発行者住所が荒川区内と記載されている業者です。
- ・提出書類の返却はできません。また、提出書類の「領収書、内訳書の写し」については、**本体費用と施工費用の内訳が明記**され、原則、助成対象項目のみが記載されたものをご提出ください。
- ・助成対象経費は、対象機器等の**本体費用のみ(消費税除く)**とし、設置等にかかる施工費、既設機器の処分費等は対象外経費となります。ただし、省エネエアコンについては、本体費用に加え**施工費および処分費も助成対象経費**に含みます。
- ・本体費用に対する値引きや、ポイント使用やクーポン等による値引き分(東京ゼロエミポイント含む)は、助成対象経費から除きます。
- ・申請に必要な書類以外で、審査上必要な書類の提出を、別途お願いすることがあります。
- ・交付申請の審査において、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・令和7年度に助成金の交付を受けた機器と同一のものについては助成対象外となりますが、令和7年度に交付を受けていない機器については助成対象となります。
例) 令和7年度にエアコン2台を購入し、1台目のみ令和7年度の助成金交付を受けた場合、2台目については、省エネ性能等の条件に合致している場合に限り、今年度の助成対象となります。
なお、書類は改めて全て用意していただく必要があります。

申請手続の流れ



1年以内(例: 11月1日の1年後は10月31日、起算日と同日の日付までではないのでご注意ください。)

① 太陽光発電システム

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の屋根等に設置し、電力会社との太陽光発電の電力受給契約を締結すること。 ・ (一財)電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」を受けている、または同等以上の性能、品質 (VDE、IEC 等) を有するものであること。 ・ 発電した電力を全量売電するものは、対象外。 ・ 太陽電池モジュールの最大出力 (キロワット単位) が明示されているもの。 【参考】 JET・太陽電池モジュール認証： https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html	
助成金額 (千円未満切り捨て)	出力1キロワットあたり2万円 ※キロワット単位とし、小数点第3位を四捨五入する	
助成限度額	荒川区外業者から購入した場合 30万円	荒川区外業者から購入した場合 25万円

申請書類 (A : 共通書類 + B : 申請者区分別の必要書類)

(A) 共 通	1 交付申請書 (第1号様式) ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。
	2 領収書、内訳書の写し 工事内容、モジュール出力数、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの
	3 設置場所の施工後写真 ①モジュールの全枚数、②パワーコンディショナーの全形・型式部分が確認できるもの
	4 屋根面に設置するモジュールの平面図 (配置・枚数が分かるもの)
	5 太陽光発電システムの①型式、②最大発電能力が確認できる資料 (カタログ等)
	6 電力会社との太陽光発電の電力受給契約の状況が確認できる書類の写し (例: 「接続契約のご案内」等)

+

(B) 申 請 者 区 分 別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書 (賃借している場合のみ)
	集合住宅	【集合住宅の所有者 (オーナー) として申請する方】 1 建物の固定資産税の納税通知書 (課税明細書含む) の写しまたは建物の全部事項証明書 (登記簿謄本) 【集合住宅の管理組合として申請する方】 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B) : 上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

② 燃料電池装置(エネファーム)

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	(一社)燃料電池普及促進協会(FCA)が登録している定置用燃料電池装置、またはそれと同等以上の性能を有するものであること。 【参考】 FCA ホームページ： http://fca-enefarm.org/	
助成金額	荒川区外業者から購入した場合 15万円	荒川区外業者から購入した場合 10万円
	※値引き等を差し引いた機器の本体費用(税抜き)を上限とする(千円未満切り捨て)。	

申請書類 (A : 共通書類 + B : 申請者区分別の必要書類)	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 設置場所の施工後写真 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの①全形、②型式部分が確認できるもの 4 燃料電池装置(エネファーム)の①全形、②型式が確認できる資料(カタログ等)

+

(B) 申請者 区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書(賃借している場合のみ)
	集合住宅	<p>【集合住宅の所有者(オーナー)として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の固定資産税の納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書(登記簿謄本) <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

③ 蓄電システム…V2Hシステム（電気自動車・住宅間相互電力供給装置）も対象

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池は、国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているものであること。 Vehicle to Home システム（V2Hシステム）は、（一社）次世代自動車振興センター（NeV）が認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであること。 V2Hシステムの設置場所が、電気自動車の使用の住所と同一であること。 <p>【参考】 SII・蓄電システム登録済製品一覧： https://zehweb.jp/registration/battery/</p>	
助成金額 (千円未満切り捨て)	蓄電容量1キロワットアワーあたり5千円 (V2Hシステムは、電気自動車車載の蓄電容量1キロワットアワーあたり5千円) ※キロワット単位とし、小数点第3位を四捨五入する	
助成限度額	荒川区外業者から購入した場合 15万円	荒川区外業者から購入した場合 10万円

申請書類（A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 工事内容、蓄電池容量、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 設置場所の施工後写真 蓄電池ユニットの①全形、②型式部分が確認できるもの 4 蓄電システムの①全形、②型式が確認できる資料（カタログ等） ※V2Hの場合：電気自動車の①全形、②型式が確認できる資料（カタログ等） 5 SIIの登録を受けていること及び蓄電容量が確認できる資料（上記【参考】URLにおける登録済製品一覧の抜粋の写し等） ※V2Hの場合：NeVの認定を受けていること及び電気自動車の蓄電容量が確認できる資料 6 V2H設置場所が電気自動車の使用住所と同一であることを確認できる書類（自動車検査証等）の写し（V2Hのみ）

+

(B) 申請者区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ）
	集合住宅	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の固定資産税の納税通知書（課税明細書含む）の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本） <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

④ 高断熱窓（改修のみ対象）

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事で、以下の3種類のいずれかが対象。 新設は対象外。 （1）内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置） （2）外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置） （3）ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換） ・ 改修後の窓が熱貫流率 4.65W/m²・K 以下のもの。 	
助成金額 (千円未満切り捨て)	個人	荒川区外業者から購入した場合 本体費用(税抜き)の2分の1 上限15万円
	集合住宅	荒川区外業者から購入した場合 本体費用(税抜き)の2分の1 上限10万円
	個人	①、②のいずれか低い額 ①窓本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②15万円×施工戸数 上限375万円
	集合住宅	①、②のいずれか低い額 ①窓本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②10万円×施工戸数 上限250万円

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 本体費用や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 改修した窓の施工後写真 全形が1枚ずつ写ったもの 4 改修した窓の施工前写真（令和8年5月1日以降に改修が完了した場合のみ必要） 5 設置に関する図面 改修した窓のある室の平面図（どの窓を改修したか明示されたもの） 6 対象要件のうち、規定の熱貫流率に適合していることが分かる資料（性能証明書、カタログ等） ※内訳書の品名、写真、設置図面、性能証明書又はカタログ等の4点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。

+

(B) 申請者区分別	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ） 2 管理組合の承認を得たことを確認できるもの（集合住宅の区分所有者が、外窓交換又はガラス交換を実施する場合のみ）※内窓設置の場合は必要ありません
	集合住宅	【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】 <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の固定資産税の納税通知書（課税明細書含む）の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本） 【集合住宅の管理組合として申請する方】 <ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑤ 高断熱ドア（改修のみ対象）

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合		
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・外気に接する既存のドアを高断熱ドアに改修すること。新設は対象外。 ・集合住宅への施工については、<u>一棟全体を所有する所有者及び管理組合が申請する場合のみ対象。</u> ・改修後のドアが熱貫流率 3.49W/m²・K 以下のもの。 		
助成金額 (千円未満 切り捨て)		荒川区外業者から購入した場合	荒川区外業者から購入した場合
	個人	本体費用(税抜き)の2分の1 上限15万円	本体費用(税抜き)の2分の1 上限10万円
	集合住宅	①、②のいずれか低い額 ① ドア本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ② 15万円×施工戸数 上限375万円	①、②のいずれか低い額 ① ドア本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ② 10万円×施工戸数 上限250万円

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 本体費用や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 改修したドアの施工後写真 全形が確認できるもの 4 改修したドアの施工前写真（<u>令和8年5月1日以降に改修が完了した場合のみ必要</u>） 5 <u>対象要件のうち、規定の熱貫流率に適合している</u>ことが分かる資料（性能証明書、カタログ等）

+

(B) 申請者 区 分 別	個人	1 施工場所の所有者による 施工承諾書 （賃借している場合のみ）
	集合住宅	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の固定資産税の納税通知書（課税明細書含む）の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本） <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑥ 断熱材の設置（既存住宅）

新規メニュー

助成対象者	【個人】 荒川区内の断熱材を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）またはみらいエコ住宅2026事業において補助対象となる製品として登録されている断熱材を、既存住宅に設置すること。 ・【必須】 1つ以上の「居室」において、外気等に接する全ての部分に断熱材を設置すること。 ※ 「居室」…リビング、ダイニング、寝室、書斎、子供部屋 ・【任意】「居室以外」において、外気等に接する全ての部分に断熱材を設置すること。 ※ 「居室以外」…玄関、廊下、階段、浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸、倉庫、車庫等 ※ 「居室以外」のみに断熱材を設置する場合は助成金の対象外です。 	
助成金額 (千円未満切り捨て)	断熱材の本体費用（税抜き）	
助成限度額	【個人】の場合 荒川区内業者から購入した場合：20万円 荒川区外業者から購入した場合：15万円	【集合住宅】の場合 荒川区内業者から購入した場合：50万円 荒川区外業者から購入した場合：35万円

申請書類（A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	<p>1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。</p> <p>2 領収書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの</p> <p>3 設置した断熱材の施工後写真 4 断熱材を設置した場所の施工前写真</p> <p style="text-align: center;">+</p>
	<p>アとイで必要書類が一部異なります。</p> <p>【ア 東京都が実施する「既存住宅における省エネ改修促進事業」に基づく交付決定を受けている場合】</p> <p>ア-5 「既存住宅における省エネ改修促進事業助成金」の交付決定兼確定額通知書の写し ※「2 内訳書」の品名、「3 施工後写真」、「4 施工前写真」の3点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。</p> <p>【イ ア以外の場合】</p> <p>イ-5 設置箇所を明示した平面図又は立面図</p> <p>イ-6 設置した断熱材が要件に適合していることを確認できる書類 国が実施する助成金のホームページにおける対象製品一覧の抜粋 等 ※「2 内訳書」の品名、「3 施工後写真」、「4 施工前写真」、「5 平面図」、「6 適合確認書類」の5点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。</p>

【B 申請者区分別】の必要書類は裏面をご確認ください。

(B) 申請者 区分 別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ）
	集合 住宅	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <p>1 建物の固定資産税の納税通知書（課税明細書含む）の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <p>1 管理組合の規約の写し</p> <p>2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書</p>

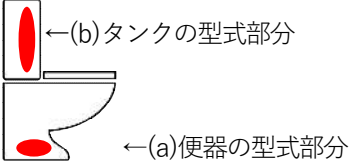
※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑦ 節水トイレ（改修のみ対象）

令和8年度をもって終了する予定です。

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合		
機器別対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の便器を1回の洗浄水量が6.5リットル以下の便器に改修するもの。 ・これまでトイレが無かった場所に新たに設置するものは対象外。 ・福祉部が実施する「介護保険住宅改修」や「高齢者住宅改修給付事業」など他課でトイレ改修についての給付金等を申請する場合は、本助成金の申請はできません。 		
助成対象	便器及びタンクのみ（温水洗浄便座等は対象外）		
助成金額 (千円未満切り捨て)		荒川区外業者から購入した場合	荒川区外業者から購入した場合
	個人	本体費用(税抜き)の2分の1 上限5万円	本体費用(税抜き)の2分の1 上限3万円
※「個人」の場合は複数台申請した場合でも右の上限額となります。	集合住宅	①、②のいずれか低い額 ①トイレ本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②5万円×施工戸数 上限25万円	①、②のいずれか低い額 ①トイレ本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②3万円×施工戸数 上限15万円

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。	 <p>←(b)タンクの型式部分</p> <p>←(a)便器の型式部分</p>
	2 領収書、内訳書の写し 本体費用（型式も記載）や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの	
	3 設置場所の施工後写真(最大3枚) ①全形、②型式部分が確認できるもの ※(a)便器と(b)タンクが別々の場合は、それぞれの型式部分の写真が必要です。(参考：上図)	
	4 ①全形、②型式、③性能（規定の洗浄水量）に適合していることが分かる資料（カタログ等）	

+

(B) 申請者区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ）
	集合住宅	【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】 1 建物の固定資産税の納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本） 【集合住宅の管理組合として申請する方】 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑧ 宅配ボックス 令和8年度をもって終了する予定です。

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財)ベターリビングが定める認定マーク「BLマーク証紙」が表示されたもの。 ・業者等の設置工事により移設ができないように固定されたもの。 【参考】(一財)ベターリビング・BLマーク証紙認定型式一覧リスト： https://www.cbl.or.jp/blsys/zichitai/file/katashiki.pdf ※BLマーク認定製品かどうか不明な場合は、施工業者やメーカー等にご確認ください。 ・集合住宅は、共用部分への設置に限る。	
助成金額 (千円未満切り捨て)	本体費用(税抜き)の2分の1	
助成限度額	【個人】の場合 荒川区外業者から購入した場合：5万円 荒川区外業者から購入した場合：3万円	【集合住宅】の場合 荒川区外業者から購入した場合：10万円 荒川区外業者から購入した場合：8万円

申請書類 (A : 共通書類 + B : 申請者区分別の必要書類)	
(A) 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 (第1号様式) ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 本体費用 (型式も記載) や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 設置場所の施工後写真 ①全形、②BLマーク部分が確認できるもの 4 ①全形、②型式が確認できる資料 (カタログ等)

+

(B) 申請者区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書 (賃借している場合のみ)
	集合住宅	【集合住宅の所有者 (オーナー) として申請する方】 1 建物の固定資産税の納税通知書 (課税明細書含む) の写しまたは建物の全部事項証明書 (登記簿謄本) 【集合住宅の管理組合として申請する方】 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

※(B) : 上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑨ 省エネエアコン

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合		
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・【買い替え・新設ともに対象】 多段階評価点★<u>3.0以上</u>（目標年度2027年度）のエアコン ・【買い替えのみ対象】 多段階評価点★<u>2.0～2.9</u>（目標年度2027年度）のエアコン <p>※購入時に「多段階評価点」を店頭や省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。 ※多段階評価点★2.0未満のエアコンは助成対象外となりますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用エアコン、マルチエアコン、はめ込み型は対象外 		
助成対象経費	<p>本体費用、交換・取付工事費、既存機器のリサイクル料、収集運搬料（税抜き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記費用に対する値引きや、ポイント使用やクーポン等による値引き分（東京ゼロエミポイント含む）は、助成対象経費から除きます。 		
助成金額 (千円未満切り捨て)		荒川区外業者から購入の場合	荒川区外業者から購入の場合
	★3.0以上の製品に 買替または新設	(a) 助成対象経費の2分の1 1台につき上限5万円	(b) 助成対象経費の2分の1 1台につき上限3万円
	★2.0～2.9の 製品に買替 (新設は対象外)	(c) 助成対象経費の2分の1 1台につき上限2万円	(d) 助成対象経費の2分の1 1台につき上限1万円
<ul style="list-style-type: none"> ・【個人】の場合、(a)～(d)の合計で4台までを助成対象とします。なお、助成金の交付は同一年度内において、<u>同一の世帯ごとに1回限り</u>です。 ・【集合住宅】の場合、(a)～(d)の合計で10台までを助成対象とします。なお、助成金の交付は同一年度内において、<u>同一の住棟ごとに1回限り</u>です。 <p>※時期を分けて購入される場合はご注意ください。</p>			

省エネエアコンと省エネ冷蔵庫のみ、申請方法は「電子申請」または「紙で申請」が選べます。

電子申請

電子申請は受付フォームを準備中です。6月頃に当助成金のホームページでご案内いたします。

【紙で申請】の方は裏面をご確認ください。

紙で申請

(A) 共通	必須	<p>1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。</p> <p>2 領収書、内訳書の写し 購入金額、内訳明細、宛名、型式、購入年月日、販売店名等が明記されたもの ※内訳書は抜粋せず、すべての項目が写ったものをご提出ください。</p>
	+	
	3~5の いずれか1点 ※複数台申請する場合、1台ごとに必要です。	<p>3 家庭のゼロエミッション行動推進事業交付決定通知書(東京ゼロエミポイント事務局発行)の写し ①氏名、住所が記載されている面と、②交付申請日、登録販売事業者等が記載されている面の2枚の写し</p> <p>4 設置場所の施工後写真（2枚） ①室内機の全形、②室内機の型式部分が確認できるもの</p> <p>5 納品書又は配送伝票の写し ①氏名、②設置場所の住所、③購入した機種の種類が確認できるもの</p>
	+	
	該当する方 のみ必要 ※複数台申請する場合、1台ごとに必要です。	<p>【多段階評価点★2.0~2.9の機種に買い替え、かつ2や3の書類でゼロエミポイント数が確認できない場合のみ】</p> <p>6 エアコンの家電リサイクル券（排出者控え）の写し 「料金販売店回収方式」または「料金郵便局振入方式」 ※料金郵便局振入方式（リサイクル料金を郵便局で支払う方式）の場合は、「家電リサイクル券」のほかに、「振替払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」の写しも必要です。</p>

+

(B) 申請者 区 分 別	集合住宅 (個人は必要なし)	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <p>1 建物の固定資産税の納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書(登記簿謄本)</p>
---------------------------	-------------------	---

⑩ 省エネ冷蔵庫 令和8年度をもって終了する予定です。

助成対象者	【個人】荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方	
機器別対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準達成率105%以上（目標年度：2021年度）の冷蔵庫（冷凍庫や業務用冷蔵庫は対象外） ・※購入時に「省エネ基準達成率」を店頭や省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。 ・助成対象外機器（省エネ基準達成率105%未満）を購入した場合、助成が受けられませんのでご注意ください。 ・買い替え及び新設が対象となります。 	
助成金額 (千円未満切り捨て)	本体費用(税抜き)の4分の1 <ul style="list-style-type: none"> ・本体費用に対する値引きや、ポイント使用やクーポン等による値引き分(東京ゼロエミポイント含む)は、本体費用から除きます。 	
助成限度額 ※複数台申請した場合でも右の上限額となります。	荒川区内業者から購入した場合 5万円	荒川区外業者から購入した場合 3万円

省エネエアコンと省エネ冷蔵庫のみ、申請方法は「電子申請」または「紙で申請」が選べます。

電子申請
電子申請は受付フォームを準備中です。6月頃に当助成金のホームページでご案内いたします。

紙で申請	
必須	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 購入金額、内訳明細、宛名、型式、購入年月日、販売店名等が明記されたもの <u>※内訳書は抜粋せずすべての項目が写ったものをご提出ください。</u>
+	
3～5のいずれか1点 ※複数台申請する場合、1台ごとに必要です。	<ol style="list-style-type: none"> 3 家庭のゼロエミッション行動推進事業交付決定通知書(東京ゼロエミポイント事務局発行)の写し ①氏名、住所が記載されている面と、②交付申請日、登録販売事業者等が記載されている面の2枚の写し 4 設置場所の施工後写真（2枚） ①全形、②型式部分が確認できるもの 5 納品書又は配送伝票の写し ①氏名、②設置場所の住所、③購入した機種の種類が確認できるもの

※省エネ冷蔵庫は(B)申請者区分別の書類は必要ありません。

⑪ 直管型LED照明器具（改修のみ対象）

助成対象者	【個人】荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合 【事業者】区内に事業所を有する方	
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 既存のLED以外の直管型照明器具を、直管型LED照明器具へ交換するもの。 ※直管型以外の照明（シーリングライト、ダウンライト、テープライト、電球等）、コンセント設備を使用するもの、照明器具が無かった箇所に新たに設置するものは対象外 事業者による施工で、照明(ランプ)及び器具をまるごと交換する場合を対象とする。ただし、事業者が器具の安全性を確認できた場合は、安全確認報告書（第6号様式）の提出をもってランプのみ交換でも助成対象とする。 既設の照明器具と比較し、省エネルギー性能が高い（消費電力が少ない）こと。 	
助成金額 (千円未満切り捨て)	本体費用（税抜き）の2分の1	
助成限度額	【個人】及び【事業者】の場合 荒川区外業者から購入した場合：35万円 荒川区外業者から購入した場合：30万円	【集合住宅】の場合 荒川区外業者から購入した場合：50万円 荒川区外業者から購入した場合：35万円

申請書類（A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。
	2 領収書、内訳書の写し 本体費用(型式も記載)や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの
(A) 共通	3 設置場所の施工後写真
	4 設置場所の施工前写真（令和8年5月1日以降に改修が完了した場合のみ必要）
	5 設置に関する図面 照明器具の設置場所が確認できる平面図（間取り図、手書き可）
	6 機器の①形状、②型式、③消費電力が確認できる資料（カタログ等）
	7 LED照明器具(ランプ交換)に関する安全確認報告書（第6号様式）※該当者のみ提出 ※内訳書の品名、写真、設置場所(図面)の3点に同一の数字等を記入し、照合できるようにしてください。手書き可。

+

(B) 申請者区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ）
	集合住宅	【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】 1 建物の固定資産税の納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書(登記簿謄本) 【集合住宅の管理組合として申請する方】 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書
	事業者	1 建物の固定資産税納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書(登記簿謄本)（所有している場合） 2 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合）

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅・事業者のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。

⑫ ZEH等（東京ゼロエミ住宅、LCCM住宅を含む）

助成対象者	【個人】 荒川区内に新築した当該住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に新築した当該集合住宅を一棟所有し、かつその住宅に居住する方
機器別 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する区内の新築住宅※ ※居住の用に供されたことがない、引き渡しから1年未満の住宅をいう。 (1) BELSにて「ZEH」又は「ZEH水準」であることの認証を受けた住宅 (2) 東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けた住宅 (3) LCCM住宅認定書の交付を受けた住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内であること。 ・申請者本人が住民票を置き、居住している物件であること。
助成金額	一律25万円

申請書類

1 交付申請書（第1号様式）

ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。

2 領収書、内訳書の写し

- ・支払い内訳の明記がない場合は、内訳が確認できる書類の写しを提出。
- ・領収書の金額と内訳書の合計金額が合っている必要があります。

3 工事実施状況等を確認できる写真

工事前（更地状態）及び工事後の状況を撮影。工事中写真は不可。

4 住宅の購入に係る契約書の写し

- ・契約者名が助成金の申請者名と同一であること。（契約者名に申請者を含む共同名義も可）
- ・経費の明細が記載されていること。
- ・契約変更を行った場合は変更契約書の写しおよび最終経費の明細が分かる内訳書等を併せて提出。また、注文書の場合は、注文請書を併せて提出。

5 住宅の引渡し日を証する書類の写し

6 住宅に係る認定書の写し（以下のいずれか1点）

- (1) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書の写し（ZEH又はZEH水準であることが示されたもの）
- (2) 東京ゼロエミ住宅認証書の写し ※建設途中で発行される「東京ゼロエミ住宅設計確認書」等は不可
- (3) (一財)住宅・建築SDGs推進センターによるLCCM住宅認定書の写し

※ZEH等は(B)申請者区分別の書類は必要ありません。